附則第十条及び第十一条中「三年経過日」を「経過日」に改め、「間に、」の下に「最初に」を加え、「「新規則」を「所得税法施行規則」に、「準用する新規則」を「準用する同令」に改める。

附則第十二条第二項中「三年経過日」を「経過日」に改め、「間に、」の下に「最初に」を加え、「新規則」を「所得税法施行規則」に、「の規定の」を「（信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）の規定の」に、「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し」を「書類（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百四十九条第三項に規定する住所等変更確認書類）」に、「限る。）」を「書類」に改める。

附則第十三条第二項中「三年経過日」を「施行日から経過日」に改め、「間に、」の下に「最初に」を加え、「新規則」を「所得税法施行規則」に、「の規定の」を「（先物取引の差金等決済をする者の告知）の規定の」に、「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し」を「書類（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百四十九条第三項に規定する住所等変更確認書類）」に、「限る。）」を「書類」に改める。

附則第十四条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「新令」を「所得税法施行令」に改め、「間に、」の下に「最初に」を加え、「新規則」を「所得税法施行規則」に、「の規定の」を「（金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）の規定の」に、「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し」を「書類（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百五十条の九第三項に規定する住所等変更確認書類）」に、「限る。）」を「書類」に改める。

**○財務省令第七号**

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十六号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

目次中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「・第二十六条の八」を「―第二十六条の十」に、「第二十六条の九」を「第二十六条の十一」に、「普通法人」を「普通法人等」に改め、「の損金算入」を削る。

第三条の三第一項中「（出資を含む。第三項において同じ。）で」を「又は出資で、」に改め、同条第三項中「当該合併等に係る合併法人の」を削り、「若しくは令第四条の三第四項第五号に規定する合併親法人株式、分割承継法人の株式若しくは同条第八項第六号イに規定する分割承継親法人株式、株式交換完全親法人の株式若しくは同条第二十項第五号に規定する株式交換完全支配親法人株式又は株式移転完全親法人の株式」を「又は出資」に、「株式で」を「株式（出資を含む。以下この項において同じ。）で」に、「同条第四項第五号」を「令第四条の三第四項第五号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該株主等が発行した株式

第八条中「技芸教授業」を「収益事業の範囲」に改め、同条第一号中「昼間課程又は夜間課程にあつては二年、通信課程にあつては三年以上」を「次に掲げる課程の区分に応じそれぞれ次に定める期間」に改め、同号に次のように加える。

イ　昼間課程又は夜間課程　二年（修得者課程（理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第二条第四項（養成課程）に規定する美容修得者課程又は美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）第一条の二（理容修得者課程）に規定する理容修得者課程をいう。ロにおいて同じ。）にあつては、一年）以上

ロ　通信課程　三年（修得者課程にあつては、一年六月）以上

第八条第二号中「（平成十年厚生省令第五号）」及び「（平成十年厚生省令第八号）」を削る。

第八条の三の十二第一号中「他の内国法人」を「連結親法人等」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　法第十四条第二項に規定する他の内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

第八条の三の十二第三号中「第一号」を「前号」に改め、同条第四号中「第一号の」を「第二号の」に改める。

第二十二条の三第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　令第六十九条第十八項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第六号（定義）に規定する業務執行者とする。

4　令第六十九条第十八項第二号イに規定する財務省令で定めるものは、会社法施行規則第二条第三項第六号ハに掲げる者のうち重要な使用人でないものとする。

第二十六条の二第一項各号列記以外の部分中「ところによる」を「ところにより区分した後の単位とする」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する仮想通貨　その種類の異なるごとに区分するものとする。

第二編第一章第一節第七款の二の款名を次のように改める。

**第七款の二　短期売買商品等**

第二十六条の七（見出しを含む。）中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改める。

第二十六条の八の見出し中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同条中「第百十八条の六第五項（短期売買商品）」を「第百十八条の六第六項（短期売買商品等）」に、「の手続」を「の手続等」に改め、同条第二号中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、「の益金又は損金算入」を削る。

第二十六条の九第二号中「（平成十八年法務省令第十二号）」を削り、同条を第二十六条の十一とする。

第二編第一章第一節第七款の二に次の二条を加える。

（短期売買商品等の譲渡損益の発生する日）

**第二十六条の九**　法第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する財務省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める日は、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配（分割型分割によるものを除く。）　これらの効力が生ずる日

二　解散による残余財産の一部の分配又は引渡し　当該分配又は引渡しの日

三　自己の株式（出資及び新株予約権を含む。）の取得の対価としての交付　その取得の日

四　出資の消却、出資の払戻し、社員その他内国法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資を取得することなく消滅させることによる対価としての交付　これらの事由が生じた日

五　自己の組織変更　当該組織変更の日

六　自己を合併法人、分割承継法人又は株式交換等完全親法人とする合併、分割又は株式交換等当該合併、分割又は株式交換等の日

七　自己を現物出資法人とする適格現物出資に該当しない現物出資（新株予約権又は社債と引換えにする給付を含む。）　当該現物出資の日

八　自己を令第百二十三条の十第一項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する譲受け法人又は同条第二項に規定する移転法人とする法第六十二条の八第一項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する非適格合併等に該当する事業の譲受け（第六号に掲げるものを除く。）　当該事業の譲受けの日

九　法第六十一条第七項に規定する仮想通貨信用取引（仮想通貨（同条第一項に規定する仮想通貨をいう。以下この号において同じ。）の売付けをし、その後に当該仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の買付けをして決済をするものに限る。）　その決済に係る買付けの契約をした日